

1. 現状

- (1) 中国向け土付きイヌマキの輸出については、中国側検査官が来日して行う調査に合格した園地及び樹に対する輸入許可(有効期間1年間)が必要。
- (2) 昨年9月に中国側検査官が千葉県を中心とした東日本の調査を実施。福岡県、鹿児島県を中心とした西日本については、中国に調査実施を要請してきたが、本年1月、中国側から以下について連絡。
 - ① 土付き植物の中国への流入による植物検疫上のリスクについて懸念している、
 - ② このため、中国としては、次回の調査実施に先立ち、日本と協力して土付きイヌマキのリスク評価を実施予定であり、関連情報の提供をお願いする。

2. 今後の対応

- 中国側が土付き植物のリスク評価を実施することは、国際協定上正当であり、日本側としては、早期に輸出環境を整えるため中国側のリスク評価に協力。
- しかしながら、土付き植物のリスク評価には長い時間を要することが考えられる。
- このため、根洗いをする手間等はあるが、実際に台湾向けに行われている土を除去しての輸出も提案し、協議を行う。

(参考)産地への支援策

- 1 輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備事業
 - ・ 専門家による検疫措置に係る試験及び技術的サポート(産地の負担なし)
- 2 次世代国産花き産業確立推進
 - ・ 輸出用植木の根洗い方法確立のための実証
(高圧洗浄機等の機械リース及び資材の定額補助)
- 3 産地パワーアップ事業
 - ・ 輸出用植木の根洗いのための高圧洗浄機等の機械リース(1/2補助)

お問合せ先

(1について)

消費・安全局植物防疫課

代表:03-3502-8111(内線 4571)

(2及び3について)

生産局園芸作物課

代表:03-3502-8111(内線 4827)

各国の土付き植物の輸入検疫措置

- 土の中には線虫をはじめとした害虫や、病原体が生息。
- これら病害虫の確実な検出が不可能なため、我が国も含め、ほとんどの国・地域は土又は土付き植物の輸入を禁止。

1. 土付き植物の輸入を認めていない主な国・地域

- ・ 日本
- ・ 米国
- ・ 豪州
- ・ 中国(※イヌマキは特例的に輸入を許可)
- ・ 韓国
- ・ 台湾 等

2. 条件付きで土付き植物の輸入を認めている主な国・地域

- ・ EU

〔 本年8～9月に、土付き植物の輸入を禁止する旨の規則改正案を施行予定。 〕

土を除去したイヌマキの輸出について

- 台湾向けイヌマキの輸出では、土の輸入を禁止する台湾の植物検疫条件に従い、根洗いにより土を除去した状態で輸出されているところ。
- 輸出に当たっては、イヌマキへの負担の軽減するため、根洗い後、根回りをミズゴケ等で保護しブルーシート等で根巻きをした状態で輸送されているところ。

台湾向けイヌマキ輸出検査実績(本)

	2016年	2017年	2018年
合計	380	263	224

(植物防疫所「植物検疫統計」)

樹木の根洗いの様子(写真は黒松)



ミズゴケ及びブルーシートによる根回りの保護

